

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 1
- 道 路 公 社 公 告**
- 指宿有料道路 (Ⅲ期) の改築工事の完了の公告 (道路公社取扱い) 1
- 指宿有料道路 (Ⅱ期) 及び指宿有料道路 (Ⅲ期) を一の道路として料金を徴収することについての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告 (道路公社取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第317号

鹿児島県道路公社から道路整備特別措置法 (昭和31年法律第7号) 第29条第1項の規定による通知があったので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月29日から2週間、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	指宿鹿児島インター線	鹿児島市山田町字宮ノ後2751番地先から同市山田町字山ノ口2973番6地先まで	令和4年4月1日

道 路 公 社 公 告

指宿有料道路 (Ⅲ期) の改築工事の完了の公告

指宿有料道路 (Ⅲ期) の改築工事が完了するので、道路整備特別措置法 (昭和31年法律第7号) 第22条第2項の規定に基づき公告する。

令和4年3月29日

鹿児島県道路公社理事長 中迫隆義

- 1 路線名
県道指宿鹿児島インター線
- 2 工事の区間
鹿児島市山田町から鹿児島市田上七丁目まで
- 3 工事の種類
道路改築工事 (指宿有料道路 (Ⅲ期) 延長3.3キロメートル)
- 4 工事完了の日
令和4年3月31日

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収すること
 についての料金の額及び料金徴収期間の公告の一部を変更する公告

指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収することにつ
 いての料金の額及び料金徴収期間の公告（平成2年3月30日鹿児島県公報第180号登載）の一
 部を次のように変更する。

なお、変更後の料金の適用は、令和4年4月1日からとする。

令和4年3月29日

鹿児島県道路公社理事長 中迫隆義

第2項料金の項中指宿有料道路（Ⅲ期）の表を次のように改める。

（通行1台1回につき 単位：円）

料金（区間）	車種別	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等
料金（中山～山田）		100	150	350	50
料金（山田～田上） （中山～田上）		330	500	1,160	210

第2項料金の項の（注）に次のように加える。

5 料金（中山～山田）は、山田インターチェンジ料金所の供用開始の日から適用する。

第3項料金徴収期間の項を次のように改める。

3 料金の徴収期間（一の道路として料金を徴収する期間）

平成2年4月1日から令和24年4月3日まで（換算起算日平成14年11月30日から40年以内）